三　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であって、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所することとなったことにより児童手当の支給要件（新児童手当法第四条第一項第一号に係るものに限る。）に該当するに至ったもの　その者が当該支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

四　平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至った者であって、当該支給要件に該当するに至った日において、指定医療機関の設置者として中学校修了前の施設入所等児童を養育することとなったことにより新児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者に該当するに至った者　その者が同号に掲げる者に該当するに至った日の属する月の翌月

第十六条　次の各号に掲げる者（附則第十四条の規定の適用を受ける者を除く。）が、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に新児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であって、平成二十四年六月一日において現にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所していることにより児童手当の額が増額することとなるに至ったもの　同月

二　十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母であって、平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間にその子である中学校修了前の児童と障害者支援施設等に入所することとなったことにより児童手当の額が増額することとなるに至ったもの　その者がその子である中学校修了前の児童と当該障害者支援施設等に入所することとなった日の属する月の翌月

三　平成二十四年六月一日から同年十一月三十日までの間に指定医療機関の設置者として中学校修了前の施設入所等児童を養育することとなったことにより児童手当の額が増額することとなるに至った者　その者が当該中学校修了前の施設入所等児童を養育することとなった日の属する月の翌月

第十七条　附則第十三条から前条まで（附則第十五条第二号及び第四号並びに前条第三号を除く。）の規定は、新児童手当法附則第二条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、附則第十三条中「第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」と、「第八条第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第八条第二項」と、附則第十四条中「第九条第一項」及び「同項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第九条第一項」と、附則第十五条中「附則第十三条」とあるのは「附則第十七条において準用する附則第十三条」と、「第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二項」と、「第八条第二項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第八条第二項」と、「第九条第一項」とあるのは「附則第二条第三項において準用する新児童手当法第九条第一項」と読み替えるものとする。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第十八条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第四項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「並びに同条第四項」を「及び同条第五項」に改める。

第百二十条第二項第四号中「、第二項及び第四項」を「から第三項まで及び第五項」に改める。

附則第三十一条の二中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「児童手当法第二十条第一項第一号から」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から」に、「児童手当法第二十条第一項の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の」に、「児童手当法附則第七条第一項」を「旧児童手当法附則第七条第一項」に、「）並びに」を「）及び」に、「「第四項」を「「第五項」に、「児童手当法第十八条第一項」を「旧児童手当法第十八条第一項」に、「児童手当法附則第七条第五項」を「旧児童手当法附則第七条第五項」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第三十一条の三中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「児童手当法第二十条第一項第一号から」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から」に、「児童手当法第二十条第一項第一号の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の」に、「児童手当法附則第七条第一項」を「旧児童手当法附則第七条第一項」に、「）並びに」を「）及び」に、「「第四項」を「「第五項」に、「児童手当法第十八条第一項」を「旧児童手当法第十八条第一項」に、「児童手当法附則第七条第五項」を「旧児童手当法附則第七条第五項」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第三十一条の四中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「児童手当法第二十条第一項第一号から」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から」に、「児童手当法第二十条第一項第一号の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の」に、「児童手当法附則第七条第一項」を「旧児童手当法附則第七条第一項」に、「）並びに」を「）及び」に、「「第四項」を「「第五項」に、「児童手当法第十八条第一項」を「旧児童手当法第十八条第一項」に、「児童手当法附則第七条第五項」を「旧児童手当法附則第七条第五項」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

附則第三十一条の五中「児童手当及び子ども手当勘定」を「子どものための金銭の給付勘定」に、「児童手当法第二十条第一項第一号から」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）第二十条第一項第一号から」に、「児童手当法第二十条第一項第一号の」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条第一項第一号の」に、「児童手当法附則第七条第一項」を「旧児童手当法附則第七条第一項」に、「）並びに」を「）及び」に、「「第四項」を「「第五項」に、「児童手当法第十八条第一項」を「旧児童手当法第十八条第一項」に、「児童手当法附則第七条第五項」を「旧児童手当法附則第七条第五項」に、「同法」を「旧児童手当法」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第十九条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条」に改める。

附則第八条の三の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第二十条　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の二の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（以下「旧児童手当法」という。）」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項」に改める。

附則第八条の三の見出し中「児童手当法」を「旧児童手当法」に改め、同条中「児童手当法」を「児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法」に、「場合」を「児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法第二十条第一項」に改める。